一般財団法人宮城県建築住宅センター
適 合 証 明 業 務 手 数 料 規 程

（趣　旨）

第１条　この適合証明業務手数料規程は、一般財団法人宮城県建築住宅センター適合証明業務規程（以下「業務規程」という。）に基づき、一般財団法人宮城県建築住宅センター（以下「センター」という。）が実施する適合証明業務に係る手数料について、必要な事項を定める。

（手数料の額）

第２条　業務規程第１３条第１項に規定する適合証明業務の検査手数料（新築住宅及び既存住宅は、申請１件につき下記に定めるとおりとする。

（１）　一戸建て（新築住宅）の場合

・基本料金　（消費税を含む。）

全ての 検査一括	設計検査 のみ	中間検査 のみ	竣工検査 のみ	竣工済 特例
45,100円	17,600円	15,400円	15,400円	51,700円

・フラット３５Ｓを利用する場合に、基本料金に加算する額　（消費税を含む。）

適用する基準		全ての 検査一括	設計検査 のみ	中間検査 のみ	竣工検査 のみ	竣工済 特例
省エネルギー性	・設計内容説明書等	42,900円	37,400円	0円	5,500円	42,900円
	・センターにて建築物エネルギー消費性能適合性判定を審査し、当該基準への適合が確認できる場合 ・低炭素建築物新築等計画認定通知書 ・建築物エネルギー消費性能向上計画認定通知書 ・建設住宅性能評価書	0円	0円	0円	0円	0円
	・BELS評価書 ・設計住宅性能評価書 ・長期優良住宅建築等計画認定通知書	5,500円	0円	0円	5,500円	5,500円
耐震性	・設計内容説明書等	47,300円	41,800円	0円	5,500円	適用外
	・設計住宅性能評価書 ・センターにて確認申請等を審査し、当該基準を満たすことが確認できる場合	5,500円	0円	0円	5,500円	適用外
	・建設住宅性能評価書	0円	0円	0円	0円	適用外
バリアフリー性	・設計内容説明書等	11,000円	5,500円	0円	5,500円	11,000円
	・設計住宅性能評価書	5,500円	0円	0円	5,500円	5,500円
	・建設住宅性能評価書	0円	0円	0円	0円	0円
耐久性・可変性 (Bプラン)	・設計内容説明書等	8,800円	5,500円	0円	3,300円	8,800円
	・設計住宅性能評価書	3,300円	0円	0円	3,300円	3,300円
	・建設住宅性能評価書	0円	0円	0円	0円	0円
耐久性・可変性 (Aプラン)	・長期優良住宅認定通知書	0円	0円	0円	0円	0円
ＺＥＨ	・設計内容説明書等	42,900円	37,400円	0円	5,500円	42,900円
	・センターにて建築物エネルギー消費性能適合性判定を審査し、当該基準への適合が確認できる場合	0円	0円	0円	0円	0円
	・BELS評価書 ・設計住宅性能評価書 ・長期優良住宅建築等計画認定通知書等	5,500円	0円	0円	5,500円	5,500円

※変更設計検査の手数料は、上表の「設計検査のみ」の１／２の額とする。
※再検査が必要となった場合は、上表の検査手数料の１／２の額を追加徴収する。
※設計検査手数料について、Ｓ基準を複数選択する場合はそれぞれの加算額を徴収するものと

する。
※中間・竣工検査・竣工済み特例手数料について、Ｓ基準を複数選択した場合は、選択した中で最も高い加算額するものとする。
※旧基準（着工日が令和7年3月31日以前）の場合は、Ｓ基準の省エネルギー性の加算額を徴収するものとする。
※適合証明書等の交付において、紙面での発行を行う場合の加算手数料は、申請１件につき2,200円（税込）とする。
※適合証明書等を再交付する場合の料金は、申請１件につき2,200円(税込)とする。

（２）　共同建て等※1（新築住宅）の場合

（消費税を含む。）

区分	設計検査			竣工検査		
	基本料金	戸あたり	住戸数	基本料金	戸あたり	住戸数
①ﾌﾗｯﾄ35 ②財形住宅融資 ③ﾌﾗｯﾄ35Sで認定書等※2を添付する物件 ④建設住宅性能評価書又はBELS評価書(住戸評価に限る。)を取得し、かつ、S基準※3適合となる物件 ⑤ﾌﾗｯﾄ35S(ZEH) (評価書等※4を添付する物件)	40,700	＋ 2,200	× 戸数	28,600	＋ 1,100	× 戸数
⑥ﾌﾗｯﾄ35S ⑦ﾌﾗｯﾄ35S(ZEH) (設計内容説明書、一次エネルギー消費量計算プログラムの帳票による場合) (⑤を除く。)	79,200	＋ 2,200	× 戸数	34,100	＋ 2,200	× 戸数

※１　共同建て等とは、連続建て、重ね建て、共同建てのことをいう。
※２　認定書等とは、Ａプラン認定低炭素住宅、Ａプラン性能向上計画認定住宅（建築物省エネ法）、Ａプラン長期優良住宅のいずれかを選択した際、添付する認定書のことをいう。
※３　Ｓ基準とは、フラット３５ＳＢプラン又はＡプランに適合する基準をいう。
※４　評価書等とは、ＢＥＬＳ評価書をいう。
※異なる区分を2つ以上選択した場合は、選択した区分の中で最も高い手数料とする。
※変更設計検査の手数料は、上表の「設計検査」の１／２の額とする。
※再検査が必要となった場合は、上表の検査手数料の１／２の額を追加徴収する。
※適合証明書等の交付において、紙面での発行を行う場合の加算手数料は、申請１件につき2,200円（税込）とする。
※適合証明書等を再交付する場合の料金は、申請１件につき2,200円(税込)とする。

（３） 賃貸住宅（新築住宅）の場合

（消費税を含む。）

区分	設計検査			竣工検査		
	基本料金	戸あたり	住戸数	基本料金	戸あたり	住戸数
①優良な賃貸住宅基準を適用しない場合で、省エネ性能基準を設計内容説明書、一次エネルギー消費量計算プログラムの帳票等により確認する場合 ②優良な賃貸住宅基準を適用する場合で、省エネルギー性の確認をBELS評価書によらない場合。	79,200	＋ 2,200	× 戸数	34,100	＋ 2,200	× 戸数
③上記以外の場合	40,700	＋ 2,200	× 戸数	28,600	＋ 1,100	× 戸数

※変更設計検査の手数料は、上表の「設計検査」の１／２の額とする。
※再検査が必要となった場合は、上表の検査手数料の１／２の額を追加徴収する。
※適合証明書等の交付において、紙面での発行を行う場合の加算手数料は、申請１件につき2,200円（税込）とする。
※適合証明書等を再交付する場合の料金は、申請１件につき2,200円(税込)とする。

（４） 中古住宅の場合（戸建て及びマンション各住戸共通）

（消費税を含む。）

<table>
<tr><td rowspan="2">区分</td><td colspan="2">旧耐震基準の住宅※１
又は不明の住宅</td><td colspan="2">左記以外の住宅</td></tr>
<tr><td>建設性能評価等※２
を活用</td><td>左記以外</td><td>建設性能評価等※２
を活用</td><td>左記以外</td></tr>
<tr><td>①フラット３５

②フラット３５借換融資

③リ・ユース住宅

④リ・ユースプラス住宅

⑤フラット３５Ｓ　A、Bプラン
（評価書等※３を活用した場合）

⑥フラット３５Ｓ(ZEH)
（評価書等※４を活用した場合）

⑦フラット３５中古プラス</td><td>104,500円</td><td>112,200円</td><td>62,700円</td><td>69,300円</td></tr>
<tr><td>⑧フラット３５Ｓ　Bプラン
(省エネルギー性(開口部断熱)又は
バリアフリー性)（⑤及び⑨を除く）</td><td>112,200円</td><td>116,600円</td><td>67,100円</td><td>75,900円</td></tr>
<tr><td>⑨フラット３５Ｓ　A、Bプラン
(評価書等※３活用なし)
⑩フラット３５Ｓ(ZEH)
（評価書等※４活用なし）</td><td colspan="4">別途見積</td></tr>
<tr><td>⑪既存住宅瑕疵保険と同時申請の場合（⑨及び⑩を除く）</td><td colspan="2">上記表と同じ額</td><td colspan="2">52,800円</td></tr>
</table>

※１　旧耐震基準の住宅とは、建築確認日が昭和56年5月31日以前又は新築時期（「表示登記の原因及びその日付」に記入した日）が昭和58年3月31日以前の住宅をいう。

※２　建設性能評価等とは、新築時の建設住宅性能評価、既存住宅の建設住宅性能評価書をいう。（劣化対策等級（構造躯体等）の等級２以上を取得したことがわかるもの）

※３　評価書等とは、取得しようとするＡプラン又はＢプランの基準を確認できる下記に示す書類（変更含む。）のことをいう。

い．取得しようとするＳ基準について適合していることを示すフラット３５（新築住宅）の適合証明書

ろ．取得しようとするＳ基準について適合していることを示す新築住宅の建設住宅性能評価書

は．取得しようとするＳ基準について適合していることを示す既存住宅の建設住宅性能評価書

に．Ａプラン（省エネ性）の技術基準を証明する書類

a．所管行政庁が交付する認定低炭素住宅であることを証する書類
（令和4年10月1日改正後の低炭素化の促進のために誘導すべき基準に適合するものに限る。）

b．集約都市開発事業計画が認定された住宅であることを証する書類
（令和4年10月1日改正後の低炭素化の促進のために誘導すべき基準に適合するもの

に限る。）

c．所管行政庁が交付する性能向上計画認定住宅（建築物省エネ法）であることを証する書類

（令和4　年10月1日改正後の建築物エネルギー消費性能誘導基準に適合するものに限る。）

ほ．Ｂプラン（省エネ性）の技術基準を証明する書類

a．所管行政庁が交付する性能向上計画認定住宅（建築物省エネ法）であることを証する書類

b．所管行政庁が交付する基準適合住宅（建築物省エネ法）であることを証する書類

へ．Ａプラン（耐久性・可変性）の技術基準を証明する書類

a．所管行政庁が交付する長期優良住宅であることを証する書類

※４　評価書等とは、取得しようとするＺＥＨの基準に適合していることが確認できる下記の書類のことをいう。

い．フラット３５（新築住宅）の適合証明書

ろ．新築時のＢＥＬＳ評価書及び断熱等性能等級５以上であることが確認できる新築時の建設住宅性能評価書

は．断熱等性能等級５以上及び一次エネルギー消費量等級６の基準に適合することが確認できる新築時の建設住宅性能評価書(ZEH Orientedのみ)

に．断熱等性能等級５以上及び一次エネルギー消費量等級６の基準に適合することが確認できる既存住宅の建設住宅性能評価書(ZEH Orientedのみ)

ほ．既存住宅のＢＥＬＳ評価書新築時のＢＥＬＳ評価書及び断熱等性能等級５以上であることが確認できる新築時の建設住宅性能評価書

※５　再検査が必要となった場合は、22,000円追加徴収する。

※適合証明書等の交付において、紙面での発行を行う場合の加算手数料は、申請１件につき2,200円（税込）とする。

※適合証明書等を再交付する場合の料金は、申請１件につき2,200円(税込)とする。

（５）　リノベの場合

（消費税を含む。）

区分		旧耐震基準の住宅※１又は不明の住宅		左記以外の住宅	
		建設性能評価等※２を活用	左記以外	建設性能評価等※２を活用	左記以外
リフォーム一体タイプ	①フラット３５リノベ　Bプラン ②フラット３５リノベ　Aプラン （評価書等※３を活用した場合）	130,900円	138,600円	89,100円	95,700円
	③フラット３５リノベ　Aプラン （評価書等※３活用無し）	別途見積			
	④既存住宅瑕疵保険と同時申請の場合（③を除く）	上記表と同じ額		79,200円	
買取再販タイプ	⑤フラット３５リノベ　Bプラン ⑥フラット３５リノベ　Aプラン （評価書等※３を活用した場合）	108,900円	116,600円	67,100円	73,700円
	⑦フラット３５リノベ　Aプラン （評価書等※３活用無し）	別途見積			
	⑧既存住宅瑕疵保険と同時申請の場合（⑦を除く）	上記表と同じ額		57,200円	

※１　旧耐震基準の住宅とは、建築確認日が昭和56年5月31日以前又は新築時期（「表示登記の原因及びその日付」に記入した日）が昭和58年3月31日以前の住宅をいう。

※２　建設性能評価等とは、新築時の建設住宅性能評価、新築時の適合証明書、既存住宅の建設住宅性能評価書をいう。（劣化対策等級（構造躯体等）の等級２以上を取得したことがわかるもの）

※３　評価書等とは、取得しようとするＡプランの基準を確認できる下記に示す書類（変更含む。）のことをいう。

い．取得しようとするＳ基準について適合していることを示すフラット３５（新築住宅）の適合証明書

ろ．取得しようとするＳ基準について適合していることを示す新築住宅の建設住宅性能評価書

は．取得しようとするＳ基準について適合していることを示す既存住宅の建設住宅性能評価書

に．Ａプラン（省エネ性）の技術基準を証明する書類

a．所管行政庁が交付する認定低炭素住宅であることを証する書類
（令和4年10月1日改正後の低炭素化の促進のために誘導すべき基準に適合するものに限る。）

b．集約都市開発事業計画が認定された住宅であることを証する書類
（令和4年10月1日改正後の低炭素化の促進のために誘導すべき基準に適合するものに限る。）

c．所管行政庁が交付する性能向上計画認定住宅（建築物省エネ法）であることを証する書類
（令和4　年10月1日改正後の建築物エネルギー消費性能誘導基準に適合するものに限る。）

ほ．Ａプラン（耐久性・可変性）の技術基準を証明する書類

a．所管行政庁が交付する長期優良住宅であることを証する書類

※4　再検査が必要となった場合は、22,000円追加徴収する。

※適合証明書等の交付において、紙面での発行を行う場合の加算手数料は、申請１件につき2,200円（税込）とする。

※適合証明書等を再交付する場合の料金は、申請１件につき2,200円(税込)とする。

（６）　リフォーム融資の場合

（消費税を含む。）

区分	手数料の額
①その他の融資対象リフォーム工事※1	74,800円
②部分的バリアフリー工事	80,300円
③ヒートショック対策工事	80,300円
④エネルギー消費性能向上工事	86,900円
⑤耐震改修工事(認定通知書等を添付する物件※2)	92,400円
⑥耐震改修工事 (⑤を除く)	別途見積

※１　その他の融資対象リフォーム工事とは、増築工事、改築工事、修繕・模様替え等をいう。

※２　認定通知書等とは、建築物の耐震改修の促進に関する法律に定める計画の認定通知書の写しのことをいう。

※異なる区分を2つ以上選択した場合は、選択した区分の中で最も高い手数料とする。

※３　再検査が必要となった場合は、22,000円追加徴収する。

※適合証明書等の交付において、紙面での発行を行う場合の加算手数料は、申請１件につき2,200円（税込）とする。

※適合証明書等を再交付する場合の料金は、申請１件につき2,200円(税込)とする。

（７）　賃貸住宅リフォーム融資

（消費税を含む。）

区分	手数料の額
①住宅セーフティネットリフォーム工事 (耐震改修工事を除く)	74,800円
②省エネルギー対策工事	86,900円
③耐震改修工事(認定通知書等を添付する物件※1)	92,400円
④耐震改修工事(①の耐震改修工事を含み、③を除く)	別途見積

※１　認定通知書等とは、建築物の耐震改修の促進に関する法律に定める計画の認定通知書の写しのことをいう。

※２　再検査が必要となった場合は、22,000円追加徴収する。

※適合証明書等の交付において、紙面での発行を行う場合の加算手数料は、申請１件につき2,200円（税込）とする。

※適合証明書等を再交付する場合の料金は、申請１件につき2,200円(税込)とする。

（手数料の減額）

第３条　継続して多量の取引が見込める場合については、前条に定める手数料について減額することができる。この場合において、額については、理事長が決定するものとする。

（手数料の徴収時期および納入方法）
第４条　手数料の徴収時期は以下のとおりとする。
（１）新築住宅の場合
それぞれの検査申請ごとに、原則として「設計検査に関する通知書」の交付の日、中間現場検査日の前日及び竣工現場検査日の前日まで
（２）既存住宅の場合
物件検査の前日まで
（３）リフォーム融資の場合
工事計画の確認まで
（４）賃貸リフォーム融資の場合
賃貸住宅リフォーム工事計画の確認まで

２　納入方法は銀行振込、現金納入又は一括納入（センターと協定を締結した場合に限る。）のうちいずれかとする。

附　則
この規程は、平成15年10月 1日から施行する。
附　則
この規程は、平成16年10月 1日から施行する。
附　則
この規程は、平成18年 2月 1日から施行する。
附　則
この規程は、平成19年 4月 1日から施行する。
附　則
この規程は、平成26年 1月 1日から施行する。
附　則
この規程は、平成26年 4月 1日から施行する。
附　則
この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。
附　則
この規程は、平成31年 4月 1日から施行する。
附　則
この規程は、令和2年 1月 1日から施行する。
附　則
この規程は、令和3年 1月 1日から施行する。
附　則
この規程は、令和5年 1月 1日から施行する。
附　則
この規程は、令和5年 4月 1日から施行する。
附　則
この規程は、令和7年 4月 1日から施行する。
附　則
この規程は、令和7年 8月 1日から施行する。
附　則
この規程は、令和8年 5月 1日から施行する。
附　則
この規程は、令和8年 10月 1日から施行する。